

放射性物質分析・研究施設第1棟の 液体廃棄物払い出し場所の変更に係る追加説明

2020年1月27日

東京電力ホールディングス株式会社
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構



1. 汚染物質を持ち込まない管理について

運搬車両が出入りする搬出入前室は、屋外と同じ「管理対象区域」であり、搬出入前室（「管理対象区域」）から他の部屋（「管理区域」及び「非管理区域」）への汚染の持ち込みがないように管理する。

放射性液体廃棄物の搬出作業時には、放射性液体廃棄物運搬車両を搬出入前室に受け入れるが、車両が出入りする際には搬出入前室の屋外に面した扉（車両出入り口の扉）と屋内の各部屋に通じる扉が同時に開かないように管理し、屋外からの汚染物が搬出入前室以外の部屋に流入することを防止する。また、搬出入前室に受け入れた運搬車両は、車両サーベイを行い、車両に汚染がないことを確認した後に、放射性液体廃棄物の送液作業を開始する。汚染が発見された場合は除染作業等を実施し、汚染物質の持ち込みを防止する。この管理は、放射性液体廃棄物運搬車両だけでなく、放射性固体廃棄物、分析試料及びその他の物品を搬出入する車両についても同様に実施する。

なお、搬出入前室は「管理対象区域」ではあるが、運用上は汚染がない状態での管理を考えている。

2. 分析・研究施設に係るエリアの平均空間線量率について

第1棟計画時には、分析・研究施設に係るエリア全体が環境省の定める「除染特別地域等」であり、平均空間線量率は $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えるエリアであった。そのため、除染電離則に定められる除染等業務及び特定線量下業務としての管理が必要なエリアであったが、その後の除染作業により、第1棟建設用地を含むエリアの平均空間線量率は $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下となっている。

現状、当該エリアの平均空間線量率は図の通りである。

